

編注：〔 〕内の数字は指摘を受けた医療機関件数を、 は自主返還の対象となった指摘を示している。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1. 診療報酬請求

(1) 診療報酬請求について、次の不適切な例が認められたので改めること。

診療報酬明細書の傷病名欄について、診療録に記載されていない傷病名が診療報酬明細書に記載されている。診療録の傷病名欄については、症状、所見及び検査結果等の根拠に基づいた傷病名を記載するとともに、診療報酬明細書と診療録との整合性を図ること。

診療報酬明細書の傷病名欄について、診療録に記載されている傷病名とは異なった傷病名が診療報酬明細書に記載されている。〔2〕

診療報酬明細書の傷病名欄について、主たる傷病名とは異なった傷病名が主たる傷病名として記載されている例が認められたので、改めるとともに適正な保険請求に努めること。

診療報酬明細書の傷病名欄について、同一傷病名を重複して記載している。

診療報酬明細書の傷病名欄について、診療録に記載されていない傷病名が診療報酬明細書に記載されている。請求事務については、診療部門と事務部門において十分な連携を図り、審査支払機関へ提出する前に、主治医は診療録と診療報酬明細書の内容確認、点検を行い適正な保険請求を行うこと。〔3〕

診療報酬明細書の傷病名欄について、診療録に記載されている傷病名が診療報酬明細書に記載されていない。請求事務については、診療部門と事務部門において十分な連携を図り、適正な保険請求に努めること。〔2〕

請求事務について診療部門と事務部門において十分な連携を図り、審査支払機関へ提出する前に、主治医は診療録と診療報酬明細書の内容確認、点検を行い適正な保険請求を行うこと。〔4〕

診療報酬明細書の診療開始日について、診療録に記載されている開始年月日と相違している。〔2〕

診療報酬明細書の転記欄について記載していない。「治ゆた場合には「治ゆ」の字句、死亡した場合には「死亡」の字句、中止又は転医の場合には「中止」の字句」を適切に記載すること。〔4〕

処置欄「結膜異物除去(1眼瞼ごと)」で請求すべきところ、誤って手術欄「結膜下異物除去術」で請求している。

診療報酬明細書の「手術」欄の傷病名について、左右の別・両側の記載がない。

26年度 個別指導指摘事項③

平成26年度の個別指導指摘事項(医科)は、長野県保険医協会が個別指導(系行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。連載の最終回。

手術に伴い使用した麻酔の薬剤について、診療報酬明細書の「手術・麻酔」欄に記載すべきところを「処置」欄に記載している。

診療報酬明細書の摘要欄について、「在宅精神療法」と記載すべきところ「通院精神療法」と記載している。

診療報酬明細書の摘要欄の透析導入日について、実際に導入した日とは異なる日を記載している。

診療報酬明細書の摘要欄について、薬剤管理指導料及び診療情報提供料の算定日と相違する算定日が診療報酬明細書に記載されている。請求事務については、診療部門と事務部門において十分な連携を図り、審査支払機関へ提出する前に、主治医は診療録と診療報酬明細書の内容確認、点検を行い適正な保険請求を行うこと。

診療報酬明細書の摘要欄について、診療情報提供料(1)と記載すべきところを、訪問看護指示料と誤って記載し請求している例が認められた。診療報酬明細書と診療録との整合性を図ること。また、請求事務について診療部門と事務部門において十分な連携を図り、審査支払機関へ提出する前に、主治医は診療録と診療報酬明細書の内容確認、点検を行い適正な保険請求を行うこと。

特定疾患療養管理料で請求すべきものを難病外来指導管理料で請求している。

診療報酬明細書の摘要欄の入院精神療法及び精神科作業療法の実施回数について、実際に実施した回数と異なる実施回数で保険請求している。

請求すべき検査を請求していない。
ア 内視鏡下生検法
自己診療を保険請求している。医師は必ず、別の医師の診察に基づいて検査・投薬・注射等を受けること。〔2〕
②自費診療で取り扱うべき子宮がん検診について、保険請求している。(当該診療月請求分全ての費用)

2. 一部負担金

(1) 一部負担金等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

日計表等を作成していない。日々の徴収状況を適切に管理するため、日計表等を作成すること。

追加算定した項目があるにもかかわらず、追加徴収していない。

後に算定誤りが確認できたにもかかわらず、追加徴収していない。

ならず、追加徴収していない。

一部の患者について徴収していない。

一部の患者について、過誤徴収(過大及び過小)している。

3. その他

(1) 届出事項について、次の不適切な例が認められたので改めること。

診療日及び診療時間の変更届が提出されていないので、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。〔9〕

診療時間の変更届が提出されていないので、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。〔2〕

標榜診療科の変更届が提出されていないので、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。〔3〕

届出(採用)されていない保険医が認められたので、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。〔4〕

届出(退職)されていない保険医が認められたので、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。〔2〕

届出(採用・退職)されていない保険医が認められたので、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。〔2〕
(2) 投院内掲示について、次の不適切な例が認められたので改めること。

院外処方せんファクシミリ送信に伴い掲示されている薬局一覧のリストが特定の薬局に限定されている。ファクシミリ送信の利用に当たっては、患者が自由に薬局を選択できることを確保するため、他の薬局に係る情報についても、掲示等により患者に周知を図ること。

明細書の交付について患者に周知するため、保発0305第2号(平成26年3月5日)に基づき適正に院内に掲示すること。〔15〕

届出している「地域包括診療加算」の施設基準について、当該患者に対し24時間の対応を実施している旨を院内に掲示すること。

届出している「ニコチン依存症管理料」について、禁煙治療を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示し、患者に対して啓発を図ること。〔3〕

当該医療機関が算定している以下の医学管理等については、屋内全面禁煙が規定されている算定項目であるため、屋内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示すること。

ア 悪性腫瘍特異物質治療管理料

イ がん治療連携指導料

構成

診療内容に関する事項

- 1. 診療録等
- 2. 傷病名
- 3. 基本診療料
- 4. 医学管理等
- 5. 在宅医療以上421号
- 6. 検査
- 7. 投薬・注射
- 8. リハビリテーション
- 9. 精神科専門療法
- 10. 手術
- 11. 病理診断以上422号

診療報酬の請求等に関する事項

- 1. 診療報酬請求
- 2. 一部負担金
- 3. その他以上本号

「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に係るコンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用等について、以下の事項の記載がなかったため、外来受付及び支払窓口の分かりやすい場所に適切に掲示すること。

ア 医師の氏名及び眼科経験年数
届出している施設基準について、院内に掲示をしていないので適切に掲示すること。

- ・「明細書発行体制等加算」〔11〕
 - ・「夜間・早朝等加算」〔3〕
 - ・「時間外対応加算1」
 - ・「時間外対応加算2」〔2〕
 - ・「小児科外来診療料」〔3〕
 - ・「ニコチン依存症管理料」〔6〕
 - ・「がん治療連携指導料」〔4〕
 - ・「在宅療養支援診療所」
 - ・「在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料」
 - ・「在宅がん医療総合診療料」〔2〕
 - ・「HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)」
 - ・「CT撮影及びMRI撮影」〔2〕
 - ・「精神科ショート・ケア(大規模なもの)」
 - ・「精神科デイ・ケア(大規模なもの)」
- すでに廃止されている施設基準について、院内の掲示から削除すること。
- ・「電子化加算」〔2〕

(3) 患者から費用の支払いを受ける場合、個別の費用ごとに区分して記載した領収書とは別に、費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を、患者から求められた場合に限らず無償で交付すること。

(4) 保険外負担について、次の不適切な例が認められたので改めること。

保険外負担に係る事項について、適切に院内に掲示すること。〔10〕

患者から不適切な保険外負担を徴収していた。不適切な保険外負担に係る費用については患者に返還すること。〔2〕

原稿募集

医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集中!

原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分につき図書カード2千円分を贈呈。